

人権・同和問題の解決に向けて

輝く未来

(資料編)



第五次輝く未来計画（栗東市人権・同和教育推進5ヵ年計画）2021－2025

栗東市では、「一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない住みよいまち」をめざして、「第五次輝く未来計画」を「栗東市人権擁護に関する条例」のもと策定しました。

認め合おう お互いを
広げよう つながりを
深めよう 学びを



「第五次輝く未来計画」
データはこちら

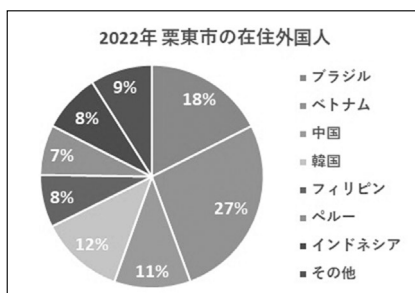
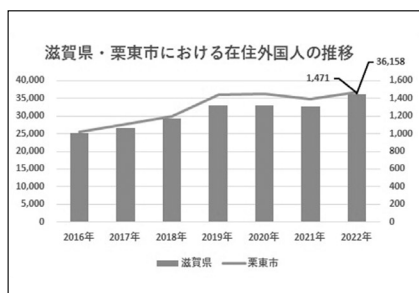


人権・同和教育啓発の合言葉

一人ひとりがまず一步！ 差別を「なくす」行動を！

この資料は、人権週間（12月4日～12月10日）の機会に、市民のみなさんに、人権について考えていただくことを目的に作成しています。

滋賀県・栗東市で暮らしている外国人



滋賀県住民基本台帳における滋賀県内外国人人口 より

近年、滋賀県で暮らす外国人は年々増えており、2022年末には、36,158人となっています。栗東市でも年々増加傾向にあり、1,471人の方が生活しています。

こうした中、言語、宗教、文化、習慣等の違いから、外国人をめぐる様々な人権問題が発生しています。

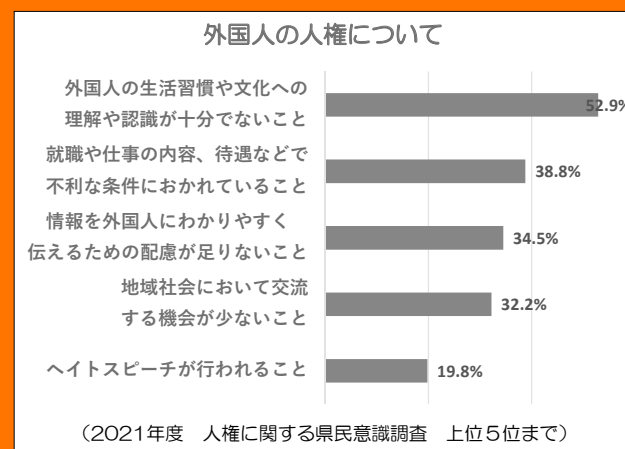
多文化共生の社会へ

在住外国人をはじめとするあらゆる人を
取り残さない社会をめざしましょう。

現在、栗東市には1,471人の外国人が在住しており（2022年12月31日現在）、それぞれ違った言語や文化を持った人たちがともに生活しています。
しかし、一方で、就労に関する問題や、外国人であることを理由にしたアパートなどへの入居拒否などの問題があります。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）などの社会的問題も起こっています。

外国人が感じているさまざまな壁

- 言葉の壁
言葉が通じないために日常生活の必要な情報が得にくい
- 制度の壁
母国の習慣や文化を理解してもらえずに苦勞することが多い
- 心の壁
見た目による先入観や偏見、価値観の違いに対する誤解からくる差別発言



私たちにできること

- 常識や価値観、マナーなど、日本社会でのあたりまえを見直し、互いの文化を尊重する。
- 社会を構成する一員として共に生きていく、「多文化共生の地域づくり」を進めていく。
- 「やさしい日本語」での情報発信も……【例えば】

高台に避難してください	高いところに逃げてください
土足厳禁	くつはだめ・くつをぬいで
電車の運転見合わせ	電車は今動いていない
大雨警報が出ています	雨がたくさん降るので気をつけて
授業参観があります	家族の人が、授業を見ます



外国人の人権を尊重する取り組み

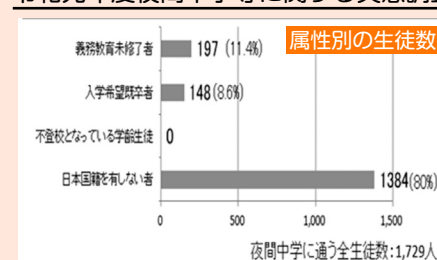
- 人種差別撤廃条約（1969年発効）
- 地域における多文化共生推進プラン（2006年より）
- ヘイトスピーチ解消法（2016年施行）
- 外国人材の受入・共生のための総合的対応策（2018年度より）
- 日本語教育の推進に関する法律（2019年施行）
- 栗東市国際交流協会の取り組み
（「2023年10月発行りっとうじんけん便り第4号」参照）
- 夜間中学での学力保障



義務教育を終了できなかった人や外国籍の人などを対象に、「夜間中学」が開設されています。
近年は、外国籍の生徒が8割を占めています。
滋賀県では、2025年に湖南市に開設予定です。



令和元年度夜間中学等に関する実態調査



文部科学省「夜間中学の必要性和文部科学省における取組について」より

いろいろな国の人と交流し、歴史や文化の違いを知ること
でお互いを一人の人間として認め合い尊重し合いながら、
みんなで協力して多文化共生社会を実現しましょう。

※「多文化共生」とは、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的
違いを認め、尊重し、助け合いながら、共に生きていく社会のことです。
（「多文化共生の推進に関する研究会報告書（2006年3月総務省）」より）



3 すべての人に
健康と福祉を



4 質の高い教育を
みんなに



8 働きがいも
経済成長も



10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナリシップで
目標を達成しよう



SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年の国際サミットで採決された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するため、17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。（左には、多文化共生に関係のあるゴールを記載しています。）

「人権に関する3つの法律 (人権三法)」をご存じですか？

2016（平成28）年度に人権に関わる3つの法律（人権三法）が施行されました。
それぞれの法律とその目的は次のとおりです。

障害者差別解消法

正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害を理由とする差別を解消するため、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」を柱とし、障害のある人もない人も安心して暮らせる社会の実現をめざす法律です。

（2016（平成28）年4月1日施行）

ヘイトスピーチ解消法

正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」です。

日本に居住する日本以外の出身者やその子孫に対する差別意識を助長し、地域社会から排斥することを扇動するような言動（ヘイトスピーチ）の解消をめざす法律です。

（2016（平成28）年6月3日施行）

部落差別解消推進法

正式名称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

部落差別（同和問題）は日本社会の歴史的過程で形作られた身分的差別であり、わが国独自の人権問題です。

現在もなお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、差別は許されないという認識のもとに部落差別のない社会を実現することを目的としています。

（2016（平成28）年12月16日施行）

差別の現実学び、人権・同和問題についての
正しい理解と認識を深めよう！

